

橋 財 第 6 1 号
平成23年10月11日

部 長 各 位

市 長

平成24年度予算編成の基本方針について

1. 国の動向と地方財政

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震と津波により過去に例を見ない未曾有の災害をもたらし、住民の生命・財産や道路・橋梁などのインフラのほか、地域の産業や行政機能まで破壊し、加えて原子力災害も発生するなど、被災地だけでなく日本の社会全体に大きな影響を与えている。

さらに、台風12号による記録的豪雨は和歌山県・奈良県・三重県など、紀伊半島を中心とした地域に深刻な被害をもたらし、現在も住民生活に大きな影響を及ぼしていることは記憶に新しいところである。

このような震災や豪雨による影響があるなかで、わが国の経済は益々厳しい状況下にあると同時に、欧米の財政・景気不安を背景とした世界同時株安の進行と急激な円高により、今まで以上に悪化する危険性もはらんでいる。

内閣府が発表した8月の月例経済報告でも、景気の先行きについては、今後持ち直し傾向が続いていくことが期待される一方で、原子力災害を起因とした電力供給の制約、海外経済の動向や株価・為替レートの変動、雇用情勢の悪化など懸念条件が依然として残っているとされている。

このような状況の中で、国では震災復興の期間を10年間とし、当初の5年間で「集中復興期間」と位置づけたことから、2012年度予算の各省庁の概算要求総額も98兆円を超えると見込まれ、今後の財源確保に向け歳入歳出全般での見直しが図られようとしている。

一方、地方財政は長引く経済不況や少子高齢化の進展により、企業収益の悪化や個人所得の大幅な減少、地価の下落などにより地方税収が落ち込む一方で、社会保障関係経費の増加や公債費の高い水準での推移などによ

り、職員定数等の減少による給与関係経費が削減できても、なお財源不足になることが懸念されている。

さらに、地域主権改革が進められる中で、従来の国庫補助負担金制度から一括交付金制度へ改革が進められていくことから、引き続き地方財政の健全化を求められているところである。

2. 本市の財政

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成22年度決算を基に算定した本市の財政健全化判断指標の4指標は、いずれの指標とも前年度より改善され、早期健全化団体や財政再生団体となる基準数値に至っていないが、依然として厳しい状況におかれていることには変わりがない。

特に、本市では合併当初の人口6万9,989人が平成23年3月末で6万7,753人となり、5年間で2,236人が減少している一方で、少子高齢化が急速に進み、さらに、昨今の経済状況の影響や地価の下落などに伴い市税収入の増加は見込めず、国の財源不足も相まって歳入の確保に苦慮する状況である。

このような状況のなかで、歳出面においては、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増大、団塊世代の職員の大量退職に伴う退職手当の増加、学校や庁舎など公共施設の耐震化や大規模改修、幼保一元化の推進、保健福祉センターや小学校の建設など、平成23年度に引き続き重要施策が集中している。

以上のことから、財源枠配分方式の継続や行政改革推進計画の確実な実施に加え、事務事業評価を参考にしながら今後も健全財政を堅持していくと同時に、市民と行政が互いに持つ資源を出し合いながら共にまちづくりを進める「協働」の手法を活用し、『市民が安心して暮らせる橋本市』『活力ある橋本市』『緑潤う橋本市』を引き続き推進していくこととする。

したがって、平成24年度の予算編成にあたっては、東日本大震災等の災害による国の財政環境の変化に留意しつつ、本市における事務事業をより一層精査・研究した中で、職員自らが「創意と工夫」、「コスト意識」をもって山積する市政の諸課題に継続的に取り組まれるよう通知する。

平成23年10月11日

部 課 長 各 位

総 務 部 長

平成24年度予算編成要領

本市の財政状況は、平成22年度決算においては国の経済対策による予算措置等もあり、財政調整基金などを取り崩さずとも黒字を確保することができましたが、平成23年度から24年度にかけては投資的経費や扶助費の増加により、厳しい財政状況となると考えます。

このことから、平成20年度の予算編成から取り組み、職員のご理解とご協力により着実に成果を上げてきた「財源枠配分方式」を今後も引き続き実施してまいります。

したがって、各部署においては、別紙配分額表により配分された額の範囲内で、経常的経費にかかる予算を部内関係課で協力しあい、かつ創意工夫をしたうえで予算要求書を作成していただくこととなります。

今回の配分額は、平成23年度当初予算時の経常的経費にかかる一般財源総額の範囲内とします。

また、今年度の平成22年度決算を基に算定した本市の財政健全化判断比率は、普通会計の赤字の状況を示す「実質赤字比率」及び特別会計・企業会計も含めた全会計の赤字の状況を示す「連結実質赤字比率」とも、平成21年度と同様に黒字となり、連結ベースでの地方債元利償還金が財政に及ぼす負担を表す指標の「実質公債費比率」及び将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す「将来負担比率」では、ともに前年度より改善されている数値となるものの、今後とも本市が取り組まなければならない諸事業を考慮すれば、これらの比率も序々に上昇すると予想しています。

加えて、予算編成の基本方針においても、平成23年度から27年度までの5年間は東日本大震災等の集中復興期間となり、少なからずとも地方財政への影響は避けられず、本市も含め地方自治体を取り巻く環境は今後ますます厳しさを増すと考えますので、今まで以上に行財政改革に取り組み、本市の予算を自分の家計と考えて、なお一層の経費削減にご努力・ご協力をお願いするとともに、平成24年度予算編成にあたっては下記基本的事項を十分認識したうえで、所属職員にも周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、平成24年度予算要求書の作成にあたっては下記基本的事項を遵守するとともに、先日の説明会における新財務会計システム予算編成資料の手順を参考にし、提出いただきますようお願いいたします。

1. 基本的事項

- (1) 平成24年度当初予算は、1年間の歳入・歳出を精査したうえで年間必要額を要求すること。
- (2) 国の政策・予算に注視し、その財源についても上部関係機関に確認をしたうえで要求すること。
特に、補助金・交付金の削減に留意すること。
- (3) 国において廃止又は縮小される事業を、引き続き市単独事業として実施したり、又は市費を増額して実施するようなことのないようにすること。
なお、予算編成時点で国の政策変更が確定せず従来どおりに予算化を行っても、国において事業廃止された場合は、直ちに予算の執行を止めることとする。
- (4) 経常的経費にかかる一般財源必要額は、配分額の枠内で対応すること。
なお、配分額は1年間を通した額であり、当然補正財源も含む額である。
枠配分は、各部に対して配分したものであり、不足額が生じた場合は部内間で調整を図ること。
特殊要因があるものについては、その根拠や額を明らかにすること。
- (5) 「橋本市行政改革推進計画」に基づいた改革事項は、速やかに着手・実行すること。
なお、当計画以外にも各課室において削減可能なものがある場合は、即座に実行すること。また、その削減策が全庁的に実施可能な場合は、行政改革推進室に積極的に提案すること。
特に事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、施設のスクラップ・アンド・ビルド(統廃合)にも積極的に取り組むこと。
(この場合の予算措置は最優先とする。)
- (6) 行政評価結果を確認し、その評価に基づき予算を要求すること。
- (7) 政策的事業については、政策調整会議で決定された事業を予算措置するものとする。ただし、事業費については財政事情により減額する場合もあるので了承されたい。

なお、政策調整会議に諮った事業以外に緊急的に政策判断を必要とする事業が生じた場合は、事前に企画経営室と協議したうえで市長に説明し、その方向を決定すること。

- (8) 職員数の削減については、職員採用計画に基づき実施することとする。

なお、各課の職員配置数については、企画経営室がヒアリングを実施して決定することとする。

また、臨時職員の配置は特別な理由がない限り認めない。ただし、必要とする場合でも必要最小限の人員、期間とすること。

- (9) 歳入については、国庫補助金等の削減・廃止・交付金化などに十分留意するとともに、財源確保のために市税収入の確保や公共料金の見直し、遊休資産の売却や活用に努めること。

また、歳出についても国・県からの事務事業の委譲等に留意すること。

- (10) 普通建設事業等にかかる国庫補助事業において、事務費が補助対象外となり市単独費で対応しなければならないことから、事務的経費の要求額は必要最小限に抑制すること。なお、要求根拠のない経費や不必要と思われるものは、予算査定においても厳しく査定することとする。

- (11) 本来、国・県が負担すべき経費を市が負担したり、当然住民が負担すべきものを市が肩代わりすることのないよう、行政の責任領域と費用の負担を明確にすること。

特に、市民と行政の協働の観点から市民が参加・参画できるものについては、積極的に情報提供を行い、市民と連携した「地域づくり・まちづくり」を進めること。

- (12) 「民間にできることは民間に」を基本に、民間委託の可能な分野を精査し、積極的に推進すること。

特に、指定管理者制度により民間等に運営委託が可能なものについては積極的に取り組むこと。

- (13) 任意団体に対する補助金について、団体の自立を積極的に促すこと。

特に、団体の総収入に占める市の補助金比率が低率で自立が可能な場合は、速やかに関係団体と協議すること。

また、補助金等の予算要求は年間必要額を要求すること。

なお、補助金等の交付の是非及び補助金額については、補助金等交付基準に基づき橋本市補助金等審査委員会の審査を経て決定するものとする。そのため、平成24年度当初予算は、当該団体の基準額を暫定予算として計上し、その後審査委員会で決定された補助金額の過不足を補正予算で対応するものとする。

ただし、審査会での決定前に団体に対し補助金交付が必要な場合は、

特別な理由がない限り原則として当初予算計上額の2分の1以内とする。

- (14) 特別会計及び企業会計においては、独立採算性を基本とし、安易に一般会計からの繰入金に依存せず経営健全化に努めること。